

海外労働事情

ドイツ

連立政権、労働政策でジグザグ―社民党の方針修正を反映

連立政権は一月二日、社民党（SPD）の意見を反映する形で、高齢者に対する失業給付Ⅰの受給期間の延長を決定した。逆に、郵便事業に対する最低賃金の適用はSPDの主張を退けたが、その後、労使の再交渉を経て妥協が成立した。

○九年の総選挙を控えて、SPDはシュレーダー前政権の実施した労働市場改革を軌道修正する方針を打ち出しており、連立政権はジグザグした舵取りを余

儀なくされている。こうした中で、連立政権の要の位置にあったSPDのミュンテフェリング副首相兼労働社会相が突然辞任し、政局に激震が走った。連立政権の運営は今後、ますます困難を増すと見られている。

高齢者に対する失業給付Ⅰの受給期間を延長

SPDは一月二日～二八日の党大会で、改革路線から有権者受けする左派路線へと方針転換し、中高年に対する失業給付Ⅰ受給期間の延長や全国一律時給七・五ユーロの法定最低賃金導入などの政策を採択した。

その後一月四日に開催された連立政権幹部による連立委員会において、SPD



SPD党首のクルト・ベック

は失業給付Ⅰ受給期間の延長や郵便事業への最低賃金導入の実現を強く迫ったが、キリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）の抵抗によって結論は持ち越された。

一月二日に再開された連立委員会は、深夜に及ぶ長時間の議論の末、高齢者に対する失業給付Ⅰ受給期間の延長お

よび失業保険料率の三・三％への引き下げを決定した。

失業前の五年間に最低四カ月失業保険料を支払った五八歳以上の失業者は二四カ月間、最低三カ月失業保険料を支払った五五～五七歳の失業者は一八カ月間、最低三〇カ月失業保険料を支払った五〇～五四歳の失業者は一五カ月間、失業給付Ⅰを受給できるようになる。現行の受給期間は五五歳未満が最長一二月、五五歳以上が最長一八カ月。

連立政権は受給期間延長により約一億ユーロの経費が発生すると見込んでいる。キリスト教社会同盟（CSU）のフーバー党首は、失業保険を運営する連邦雇用エージェンシー（BA）に追加費用を発生させない形で受給期間延長を実施すると述べた。このため満額の受給権取得に必要な保険加入期間の延長等による予算節約措置が講じられる。また、受給期間の延長は、

失業給付Ⅱ（失業給付Ⅰ受給期間を終了した失業者等に税財源から支給する社会給付）の予算節約につながる。この節約によって生じる財源も、失業者の労働市場への統合のための予算のうち、これまでBAが使用してこなかった分と合わせ、失業給付Ⅰの支給に充てられる。

受給期間の延長は職業紹介とも連動しており、今後は受給権を有する中高年失業者全員に対して職業紹介クーポン（注）が配布される。受給者はBAによる具体的な職業紹介または職業紹介クーポンによる民間事業者の職業紹介サービスがうまくいかなかった場合に、失業給付Ⅰを延長して受給できる。

連立政権はまた、失業保険の保険料率を〇八年一月から〇・九％引き下げ三・三％とすることを決定した。好景気で失業者が大幅に減少し、失業保険財政に多額の剰余金が発生していることが背景にある。〇六年末の保険料率は六・五％であったが、〇七年一月に四・二％に引き下げられた。労使の失業保険料負担は〇七年に総額一七〇億ユーロ、〇八年にはさらに七〇億ユーロ軽減される。

郵便事業の最低賃金、曲折の末適用を決定

一方、郵便事業の最低賃金は、当初SPDの主張を退けたが、紆余曲折の末、最終的に来年一月一日からの適用を決定した。

連立政権は八月、「国境を超えるサービスに係る強制的労働条件に関する法律」越境労働者派遣法に基づき最低賃金の適用を郵便事業に拡大する方針を示

した。同法は、建設産業のみを対象に、外国および国内のすべての企業に対して産業別労働協約の最低賃金規定の遵守を義務づけている。連立政権は、〇八年一月に予定される郵便市場の完全自由化に伴い、新たに参入する企業による賃金ダンピングを防止することをめざしていた。

この方針を踏まえ、統一サービス産業労働組のヴェルディとドイツ・ポストが中心となって結成した郵便サービス事業者連合会は最低賃金協約（時給八・九・八ユーロ）を締結し、越境労働者派遣法の適用を政府に申請した。しかし、CDU・CSUの反対によって、連立委員会は一月二日、適用を見送った。

越境労働者派遣法の適用対象は労働協約の適用率が五〇％以上に達する産業分野に限っている。〇八年一月からの郵便事業の新規参入労働者を含めると、郵便労使の今回の最低賃金協約が前提条件を満たしているか否か疑問がある、というのが反対の主な理由だ。なお、参入を予定しているTNTポストやPINグループなどは、協約による最低賃金の水準が高すぎるとして業界全体への適用に強く抗議していた。

CDU・CSUは、新聞や小包などの配達ほかに副次的業務として郵便配達を行う労働者には最低賃金を適用せず、郵便配達は主業とする労働者に対象

を限定する提案を行ったが、SPDは受け入れなかった。SPD議員団委員長のシュトルック氏は、メルケル首相が業界のロビー活動に屈して八月の連立政権合意を破ったと厳しく非難した。

その後、CDU議員団委員長のカウダー氏は「労働協約の当事者がもう一度交渉するのが一番手取り早い」として、郵便事業労使に対し再度交渉を行うよう要請した。SPDのシュトルック氏も「我々はCDU・CSU、ヴェルディ、ドイツ・ポストとともに、新たなスタートを切らねばならない」と批判のトーンを和らげた。

こうした動きを受けて、ヴェルディと郵便サービス事業者連合会は再度交渉を行い、一月二九日に最低賃金協約の変更に ついて合意した。新たな協約は、「主に郵便物を商売として、あるいは、職業として、第三者に輸送するすべての企業および独立の企業部門」を対象としている。これは、最低賃金の適用を、本業として郵便の配達および仕分けを行う労働者に限定することを意味する。

メルケル首相は、「賃金協約は越境労働者派遣法への受入れに必要な前提条件を満たしている」として郵便労使の合意を歓迎した。カウダー氏は、郵便事業の最低賃金が来年一月一日の郵便事業の独占範囲(五〇g以

下の書状)の撤廃と同時に適用されるだろうと述べた。

しかし、この連立政権の決定を受けて、TNTポストは個人向け郵便サービス事業への参入を断念し、企業向けサービスに対象を限定する方針を示した。PINグループも、現在ドイツで雇用する九〇〇〇人のうち、一〇〇人以上の郵便労働者を解雇すると発表し、波紋を投げかけた。この二社の郵便労働者の平均初任賃金は、ドイツ・ポストの時給一〇・四ユーロよりはるかに低い時給七・七・五ユーロとされている。

連立の要、副首相が突然辞任

連立政権の運営に重要な役割を果たしてきたSPDのミュンテフェリング副首相兼労働社会相が一月一日に突然辞意を表明し、二日に退任した。癌を患っている妻の看病に専念することが理由とされている。一〇月下旬のSPD党大会前に中高年に対する失業給付I受給期間の延長を提案したベック党首に対し、ミュンテフェリング氏は改革路線に逆行するものとして断固反対したが、党員の支持を得られず敗北した。一月一二日の連立委員会では、失業給付I受給期間の延長が連立政権でも承認され、さらに自身が主導してきた郵便事業への最低賃金導入がメルケル首相らCDU・CSU幹部の反対で見送ら

れることとなった。辞任表明のタイミングがこの翌日であったため、様々な憶測を呼んだ。

現在六七歳の老練な政治家であるミュンテフェリング氏はSPD党首としてシュレーダー政権を支え、アジェンダ二〇一〇と称される労働市場改革の実現に尽力した。〇五年の総選挙でSPDが僅差でCDU・CSUに敗れた後は、連立政権の誕生に貢献し、副首相兼労働社会相として入閣した。中道右派のCDU・CSUと中道左派のSPDの接着剤役として重要な役割を果たし、「ミスター連立政権」と呼ばれていた。メルケル首相からも厚い信頼を受け、良き相談相手となった。労働社会相としては、労組の反対を押し切つて、年金支給開始年齢の六五歳から六七歳への段階的引き上げを決定した。

SPDはミュンテフェリング氏の後任として、シュタインマヤー外相を副首相に、連邦議院内総務のシュルツ氏を労働社会相に選出した。当初はベック党首が入閣するとの噂も流れたが、同氏は、メルケル内閣とは距離を置き、SPDの政策を自由に主張できる現在のポジションを選んだようである。〇九年の総選挙に向けて、SPDの首相候補としての自身の立場を確固としたものにするねらいがあるものと見られる。有権者の支持率ではベック党首を上回る

シュタインマイヤー副首相兼外相もメルケル首相の外交政策を公然と批判し、対決姿勢を強めている。

ミュンテフェリング氏の辞任は、〇九年総選挙運動の幕開けと政局の膠着状態に道を開くものであったとする報道が数多く見られる。ベック党首は今後ますます、党大会で採択された左派色の強い政策を強く推進していくとものと予想される。連立政権の残り任期二年間に、全国一律法定最低賃金などの問題が政局にどのような影響を与えていくのか。今後の推移が注目される。

注・失業後六週間経過しても就職できない失業者が希望する場合、雇用エージェンシー(職業安定所)は、民間事業者の職業紹介サービスを利用して職業紹介クーポンを発行する。民間事業者はクーポンを持つ失業者を就職させた場合、雇用エージェンシーから一〇〇ユーロの支払いを受け、就職後六か月間雇用が継続すればさらに一〇〇ユーロの支払いを受ける。

(国際研究部 大島秀之)

アメリカ

フォードでも新労働協約成立

米国自動車産業の四年に一度の労働協約改訂の交渉は、GM、クライスラーに続きフォード社と全米自動車労組(UAW)の

間で行なわれた。労使間の交渉は、一月三日、労組運営の退職者医療基金を創設、将来の生産計画や雇用保障などを盛り込んだ新協約で合意し、五日、労組幹部の会合で承認された。組合員投票では七九%が賛成票を投じ(GMは六六%、クライスラーは五六%)。一日に承認された(1)。ちなみに、協約によるベネフィットは、五万四〇〇〇人の現役従業員他、九万四〇〇〇人の退職者と二万八〇〇〇人の退職者に先立たれた配偶者が対象となる。

将来生産・投資計画の明記

クライスラーの協約では将来の生産計画が明記されなかったため組合員からの強い反発を招いたが、フォードの新協約ではGMと同様に、工場別に将来の生産車種を示した計画が含まれるなど、雇用保障が盛り込まれている。たとえば、UAWフォードの加工工場を対象とした新技術・新設備投資を二億ドルと、ミシガン州ディアボーンにおいて工作機械及び金型部門を対象とする二〇〇〇万ドルの投資を確約している。

また、経営側が閉鎖計画に加えていたミネソタ州ツインサイト組立工場とオハイオ州のクリ



フォード本社 (米ミシガン州)

ーブランド鋳物工場及びバタヴィア変速機工場について、操業の延長を確約した。ただ、バタヴィアは二〇〇八年、ツインサイトは二〇〇九年、クリーブランドは二〇一〇年に閉鎖するとされており、前者の二工場に関しては、熟練労働者のための雇用機会を労使で模索することが明記されている。

退職者医療基金の創設

退職者医療基金の創設にあたっては、フォード側が現金六五億ドルや転換社債三三億ドルなど合計一三二億ドルを拠出する。また、基金が実際の医療費支給

が開始される二〇一〇年まで、二二億ドルの医療費を負担する(3)。ただ、基金への現金の拠出額を他の二社と比べると、GMが約五五%、クライスラーが五〇%に対して、フォードは約四五%と低い(4)。

賃金抑制と二階層賃金制度の導入

一時金の支払いと賃金抑制についてはGM、クライスラーとほぼ同様の水準である。二〇〇七年の一時金として三〇〇〇ドル、二〇〇八年から二〇一〇年までの毎年、一時金として年間賃金の三%から四%が支払われる。一方、賃金については据え置きとなり、物価調整手当の加算にとどまる。

また新規雇用の労働者を対象として、従来に比べ約半額の賃金体系(二階層賃金制度)を導入する。GMやクライスラーと異なり非主要部門を対象に限定するという明記がない(4)。その一方で、対象労働者の割合は全労働者の二〇%程度にすると見込んでおり、二〇%に達した場合に、従来の上層の賃金体系に移行することが可能となっている(5)。

フォードの経営状態

フォードの二〇〇六年通年決算によると、純損益が一七億ドルであり、市場占有率は最近四年間で一八・九%から一四・

九%に落ち込むなど、三社の中では最も業績不振が深刻だとされている。同社は既に昨年九月にリストラ強化策の一環として、米国内の全工場従業員約七万五〇〇〇人を対象に早期退職制度を発表し、今年九月までに二万七〇〇〇人を削減しているが、今後、最大八〇〇〇人から一万人の追加削減を検討中と報じられている。

〔注〕

1. The Wall Street Journal, Nov. 5, 6, 15, 2007
2. "LAW FORD REPORT" (November 2007) については下記ホームページを参照 http://www.uaw.org/contracts/07/ford/Ford_Hourly.pdf
3. The Wall Street Journal, Nov. 6, 15, 2007
4. The Wall Street Journal, Nov. 5, 2007
5. The Wall Street Journal, Nov. 15, 2007

(国際研究部 北澤謙)

中国

就業服務・就業管理規定の施行

来年一月一日から「就業服務・就業管理規定」が施行される。本規定では、採用に当たる雇用者側への要求事項のほか、女性B型肝炎感染者、農民工などに対する就業上の差別を禁止する条項も盛り込まれることとなった。

まず、雇用者は求人に際し、①仕事内容・条件・仕事場、②

就業上の危険性、③生産活動の安全面、④報酬、⑤労働者側が知りたいと要求してきた事項等を求職者に知らせる必要がある。また雇用者は、①虚偽の求人情報提供と求人広告発表、②採用した人物の身分証明書などの「差し押さえ」、③担保として労働者の財産を徴収すること、

④一六歳未満の未成年や国の法律・行政法規が採用を認めない者の採用、⑤身分証明書に不正がある者の採用、⑥「採用担当」の名目で不当に利益を得ることなどが禁じられており、こうした禁止事項に違反した雇用者は当局により改善命令を受けるとともに、最高一〇〇〇元の罰金が科せられる。求職者らに損害を与えた場合は賠償責任も負う。さらに雇用者が労働者から財産を徴収した場合、期間を決めて本人に返却するよう命ぜられるほか、違反した際には一人につき五〇〇元以上二〇〇〇元以下の罰金という罰則も盛り込まれた。

また、同規定には農民工(出稼ぎ労働者)、女性の他B型肝炎キャリアなどへの就業上の雇用差別禁止が盛り込まれることとなった。具体的には、第五条と第六三条で、都市部で働く農民工について、地元戸籍の労働者と同等の就業権利を認めている。また、半年間定住し、安定的に働いた場合には、その地区での失業登録が容認される。こ

れにより、再就職に向けた行政サービスを受けられ、失業手当も受給できるようになった。

また第一二条では雇用企業に対し、採用に際しては労働者に仕事の内容や働く場所、賃金などの条件をあらかじめ知らせることを義務付けている。さらに第一六条では、国家が就労を禁じる職種・職業を除き、女性であることを理由に不採用とすることを禁止するほか、女性従業員との雇用契約に結婚や出産を制限する条項を盛り込むことを禁じた。また同規定は、国家が規定する職種・職業を除き、採用前の身体検査でB型肝炎の検査を強制することを禁止している。

〔資料出所〕

時事ワールド、中国労働・社会保障部他

(国際研究部)

